

# 社会福祉法人 明和会 虐待防止・人権擁護委員会 設置要綱

## （委員会の目的）

第1条 社会福祉法人 明和会 虐待防止・人権擁護委員会（以下「委員会」という）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止並びに人権の擁護に努めることを目的とする。

## （委員会委員の選出）

第2条 委員は以下のとおりとする。

- （1）委員長は、障害者支援施設の長とする。
- （2）常任委員には、各部署のサービス責任者と職種の主任級を加える。
- （3）常任委員には、苦情解決受付担当者を加える。
- （4）委員には、この他に委員長が必要であると認める者を非常任委員として加えることができる。

## （委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- （1）委員会は、年1回以上開催する。
- （2）委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

## （委員会の実施）

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- （1）職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- （2）「虐待の分類」について、啓発掲示物等を作成して職員に周知する。
- （3）施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト「D：早期発見チェックリスト」の結果により調査の必要があるごとに実施する。
- （4）上記の実施した調査の結果、虐待の疑いがあるときは、委員会で対策を検討する。
- （5）虐待防止・人権擁護に係る研修を年1回以上 行うこととする。
- （6）事故等の原因が虐待等につながるような場合は、委員会において対応する。
- （7）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

## （委員会の責務）

第5条

- （1）委員会は、虐待や人権侵害が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止・人

権擁護意識の向上や知識を周知し、虐待や人権侵害のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- (2) 委員は、日頃より社会福祉法、各種障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法のみならず、国連障害者権利条約、障害者差別を禁止する規則等の学習及び、障害特性の知識とその支援技術の習得に努めるだけでなく、委員自身の、倫理を含む人格の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待や人権侵害につながるような言動、また、不適切な支援が行われていないか観察し、必要がある時は、職員に直接改善を求め、指導することとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待または人権侵害のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止・人権擁護の対応・対策及び改善を図るものとする。
- (5) 委員会の構成員及び担当責務と役割は別紙のとおり

(附則)

この要綱は、平成25年 4月 1日から実施する。